



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

先般の国会で成立した改正不正競争防止法及び本年4月に経産省が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」の概要をご紹介します。

## ◆不正競争防止法等の一部を改正する法律（知財一括法）の公布

本年6月7日、不正競争防止法等の一部を改正する法律（知財一括法）が成立し、同月14日に公布されました。同法は公布から1年を超えない日までに施行されます。

同法による改正は、特許法、商標法、意匠法、実用新案法、工業所有権特例法等、多数の法律に及びますが、本稿では、特に不正競争防止法に関する規定をご紹介します。

### 1. デジタル化による事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

(1) デジタル空間における模倣行為の防止  
メタバースをはじめとするデジタル空間上においても、商品形態の模倣行為は不正競争行為として禁じられることとされました。これにより、**デジタル空間内での模倣行為も差止請求等の対象となります。**

(2) 営業秘密・限定提供データの保護強化  
次のような規定が設けられ、営業秘密等に関する保護が強化されました。

ア 不正競争防止法上保護の対象となる「限定提供データ」に、従来保護の対象外とされていた、**秘密管理されたデータも含まれることとされました。**

イ 不正競争行為を原因とする損害賠償請求訴訟において、**被害者の生産能力等を超える損害部分についても、使用許諾料相当額として賠償請求することが可能となりました。**

ウ 裁定手続において、営業秘密が記載された書類の閲覧を制限できる旨が定められました。

### 2. 国際的な事業展開に対する罰則の強化・拡充

(1) 外国公務員に贈賄に対する罰則  
外国公務員に対する贈賄行為について、**自然人・法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰の対象としました。**これにより、OECD外国公務員贈賄防止条約の実効性が高まることが期待されます。

(2) 国際的な営業秘密侵害事案における手続  
国外に於いて日本企業の営業秘密が侵害された場合、日本の裁判所に対する訴訟提起を可能にし、また、日本の不正競争防止法の適用を認める旨が定められました。

### ◇人権デュー・ディリジェンスの取り組み例

本誌68号において日本政府が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表した旨を記事にしましたが、今般、

「**責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料**」が公開され、具体的に人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」といいます）へ取り組むにあたって何をしていくのか、取組み例が公開されましたのでご紹介致します。

#### 1. 人権DDの全体像

人権DDは、企業として人権方針を策定した後、次のような取り組みを行い、この①～④を繰り返すことが考えられます。

- ① 負の影響の特定・評価
- ② 負の影響の防止・軽減
- ③ 取組の実効性の評価
- ④ 説明・情報開示

#### 2. 人権方針の策定・公表

まず、企業としては人権方針を策定する必要がありますが、その項目として、**人権方針の位置付け、適用範囲、関係者への期待の明示、人権尊重する姿勢の表明、法令遵守の姿勢、自社における重点課題及び取り組みの実施方法を盛り込むこと**が考えられます。

#### 3. 負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価

人権DDの第一歩として、リスクが重大な事業領域を特定し、**リスクが重大な事業領域を優先して負の影響（人権侵害リスク）の発生過程を特定し、特定されたリスクについて企業の関わり合いを評価した上で優先順位をつけていくこと**が考えられます。全ての過程においてステークホルダーとの対話が重要です。

#### 4. コメント

基本的には企業活動を遂行するにあたってのリスク分析をする際に人権という項目を盛り込んだり、その姿勢を公表していくということでは足りないかと考えますが、詳しくはガイドライン等をご参照ください。

(弁護士友成、弁護士門屋)

#### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆電動キックボードが免許不要に

(改正道路交通法／令和5年7月1日施行)

電動キックボードは今まで原動機付自転車（原付バイク）扱いで、**運転免許とヘルメットが必須**とされていましたが、今回の改正で「特定小型原付」という新しい区分ができたことにより、**特定小型原付扱いの電動キックボードは、16歳以上という年齢制限をクリアすれば、運転免許は不要になりました。**更にヘルメットの着用は努力義務となっており、着用しなくても交通違反にはなりません。但し、細かなルールが定められておりますので、運転する際にはご確認を。詳細は警察庁のHPをご覧ください。